

① 就職準備金貸付事業

●貸付対象

保育士登録後1年以上経過し、保育所等を離職後1年以上経過したか、勤務経験のない方で、平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に保育所等に勤務を開始し週20時間以上保育士として勤務している方。

→「申込のしおり」、「募集要項」をご覧ください。

●貸付額・貸付期間 400,000円以内(1人1回限り)

●留意事項 就職準備金の用途を申込時に明記していただきます。



就職準備金の用途例

- 保育所等で使用する被服費
- 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用

② 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

●貸付対象

平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に保育所等に勤務を開始した方または産育休から復帰した方で週20時間以上保育士として勤務している方。

→「申込のしおり」、「募集要項」をご覧ください。

●貸付額・貸付期間 保育料の半額(月額27,000円以内)・保育士が勤務する期間(最長1年)

●留意事項

実際にかかった保育料を記載した実績報告書およびその証明書類を指定する日までに提出していただき、貸付額よりも少ない場合は差額を返還していただきます。保育料決定通知書などの証明書類は必ず保管しておいてください。

③ 子どもの預かり支援事業利用料の一部貸付事業

●貸付対象

未就学児をもち保育所等を利用し、平成31年4月1日以降保育所等(表面参照)に週20時間以上勤務していて、子どもの預かり支援事業(ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業等)を利用している方 →「申込のしおり」、「募集要項」をご覧ください。

●貸付額・貸付期間

子どもの預かり支援事業利用料の半額(年額123,000円以内)・保育士が勤務する期間(最長2年間)

●留意事項

実際にかかった利用料を記載した実績報告書およびその証明書類を指定する日までに提出していただき、貸付額よりも少ない場合は差額を返還していただきます。請求書などの証明書類は必ず保管しておいてください。